

政策会議報告書

平成29年8月29日

報告者 こども未来部長

<p>件名</p>	<p>所沢市保育園等運営審議会の答申について</p>		
<p>要旨</p>	<p>所沢市保育園等運営審議会に対し、平成28年10月12日付で市長から諮問した件について、去る平成29年7月24日に答申がありましたので、下記のとおり報告します。</p> <p>1 諮問事項 所沢市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担について</p> <p>2 答申内容：利用者負担に関する基本的な考え方（改正点）</p> <p>(1) 保育料の算定に当たっては、国が示した原則に従い、年少扶養控除を再計算する取扱いを取り止める。</p> <p>(2) 保育料徴収基準額表の階層区分については、国の階層区分に準じた区切り位置を基本とし、収入状況に応じてより細分化した階層とする。</p> <p>(3) 教育認定子どもの保育料の額は、中高所得階層については所沢市私立幼稚園等就園奨励費補助金を受けた場合の負担額と同水準とし、また、保育認定子どものうち4・5歳児（保育短時間認定）の保育料の額を超えないよう配慮するものとする。</p> <p>(4) 保育認定子どもの保育料については、埼玉県が取り組む多子世帯保育料軽減事業を完全実施するものとする。</p> <p>(5) 保育認定子どもの保育料については、新たに3歳の年齢区分を新設するものとする。</p> <p>(6) 本件改正により階層区分が上がる利用者に対しては、一定期間の経過措置を講じるものとする。</p> <p>(7) 国が推進する幼児教育の段階的無償化の取り組みに伴う保育料改正については、その趣旨を鑑み、今後も適時適切に対応するものとする。</p>		
<p>所管名</p>	<p>こども未来部 保育幼稚園課</p>	<p>電話番号</p>	<p>04-2998-9126</p>

※ 会議の7日前までに関係資料を添え、32部提出してください。

※ 報告書（関係資料を除く）のデータもメールで送付してください。